

JAPSW 発第 17-105 号
2017 年 6 月 27 日

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
部長 堀江 裕 様

公益社団法人日本精神保健福祉士協会
会長 柏木 一 恵

措置入院者に係る退院後生活環境相談員の選任に関する要望書

平素より本協会事業に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、第 193 回国会に上程された精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案は継続審議となりましたが、改正案において措置入院者に対する病院管理者による退院後生活環境相談員の選任が義務づけられていることについて、本協会としても関心を寄せているところです。

つきましては、措置入院者に係る退院後生活環境相談員に関して以下の通り要望いたしますので、ご配意のほどよろしくお願いいたします。

記

1. 措置入院者に係る退院後生活環境相談員は、原則として精神保健福祉士を選任することとしてください。

2013 年の法改正により医療保護入院者に係る病院管理者による退院後生活環境相談員の選任が義務づけられました。平成 26 年度障害者総合福祉推進事業「精神保健福祉法改正後の医療保護入院の実態に関する全国調査」（公益社団法人日本精神科病院協会実施）によると、選任された退院後生活環境相談員のうち精神保健福祉士は 78.8%で、精神保健福祉士以外の職種も選任されている状況となっております。

一方、措置入院は行政処分であり医療保護入院制度との比較においてより強制性の高い入院制度であることから、権利擁護機能を有する精神保健福祉士を退院後生活環境相談員として選任することを原則とすべきです。

なお、都道府県病院等及び指定病院においては、作成が予定されている診療ガイドラインに基づき多職種による標準化された診療を行っていくことが求められることから、都道府県病院等及び指定病院の職員を対象とした措置入院制度に係る研修を実施する必要があると考えます。退院後生活環境相談員については、当該研修の受講を必須とする

こととしてください。

2. 複数の措置入院者を受け持つ場合の退院後生活環境相談員の担当患者数は 20 人以内としてください。

現行では、退院後生活環境相談員の配置の目安は、1 人につき概ね 50 人以下の医療保護入院者を担当することとし、当該相談員が他の業務を兼務する場合はこの目安を参考に担当する医療保護入院者の人数を決めることとされています。先述の全国調査によると退院後生活環境相談員 1 人の受け持ち患者数（医療保護入院者数）は、平均で 16.3 人（下限値）～33.4 人（上限値）でした。

措置入院者については、新たに都道府県等による個別ケース検討会議の開催や退院後支援計画の作成、及び措置入院中の病院における退院後支援ニーズアセスメントの作成等が義務づけられることとなります。退院後生活環境相談員は病院内の多職種チームにあつて措置入院者の退院支援を中心的に担うこととなります。その業務量の増加や、退院支援における専門的配慮が求められること等を考慮すると、配置の目安としては、複数の措置入院者を受け持つ退院後生活環境相談員については、医療保護入院者と合わせた担当数を 20 人以内とすることが望ましいと考えます。

以上

【問い合わせ】

公益社団法人日本精神保健福祉士協会（担当：木太）

〒160-0015 東京都新宿区大京町 2 3 - 3

四谷オーキッドビル 7 F

TEL. 03-5366-3152 FAX. 03-5366-2993

E-mail : office@japsw.or.jp